

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、そのときの翌日)

より、地籍調査に関する県の計画に基づく昭和四十五年度における事業計画を次とおり定めたので、同法同条第五項の規定により告示する。

昭和四十五年九月一日

鳥取県知事 石破二朗

調査を行なう者の名前	調査地域		調査期間	摘要	要
	大字	今在家・二本木			
米子市	大字	昭和四十五年七月一日から 昭和四十六年三月三十一日まで	昭和四十五年七月一日から 昭和四十六年三月三十一日まで	換算面積 ○四平方キロメートル	
名和町	高田・門前・加茂	昭和四十六年三月三十一日まで	五四平方キロメートル		

鳥取県告示第五百九十八号

昭和四十五年五月十三日付で羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（赤池地区かんがい排水）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年九月一日

鳥取県知事 石破二朗

告示

◆正誤 昭和四十五年七月鳥取県告示第五百三十四号中訂正

鳥取県告示第五百九十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第六条の三第二項の規定に

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 三 縦覧に供する期間

昭和四十五年九月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯郡羽合町大字長瀬一一三五

羽合土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百九十九号

昭和四十五年五月十三日付けで羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（長瀬地区かんがい排水）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年九月一日

鳥取県知事 石破二朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年九月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯郡羽合町大字長瀬一一三五

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、昭和四十五年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十五年九月一日

鳥取県知事 石破二朗

河原・郡家	八頭 気高 岩美 鳥取	用水 濱 潟 岡 濱 岡 頭 桜 殿 喜才谷山 明見谷東平 池ノ内下平 水口 赤波	水源かん養保安林 千害防備保安林	保安林の種類		同一の単位とされる保安林の所在	場所	鳥取県知事 石破二朗	の皆伐面積	単位区域名
				市郡名	町村名					
				八頭郡のうち河原町及び郡家町を除く地域	八頭若				一四三七・一七	八頭地区
						五・三二				
						三・三六				
						〇・四八	船			
						二・六〇	用			
						〇・二三				
						〇・四六				
						〇・五二	明見谷東平地ノ内下平			
						一・六〇	赤波			
						八六九・一三	鳥取地区			

土砂流出防備保安									
千害防備保安林					水源かん養保安林				
土砂流出防備保安林					千害防備保安林				
八頭	岩美	鳥取	岩美	氣高	鳥取	岩美	氣高	鳥取	八頭
河郡	岩國	鹿青	鹿青	鹿	岩	野美	野谷	高	河郡
原家	府美	谷高	谷高	谷	長谷	水谷	高路	長谷	原家
下谷	内原	尾津	伯金	朝鄉	吉	倉吉	水谷	長谷	下谷
大宮	宮内	大原	栗尾	志津					大宮
大谷	宮内	大原	栗尾	志津					大谷

一〇	〇	〇	一〇	一七	二九	三八	三一	四五二・一四	八五・七九
〇	一	〇	六六	一七六	三〇	〇七	二八	〇六	六・七八
八	一	〇	四	六六	三〇	〇七	五〇	一九	一・五六
楓	大	宮	大	栗	志	東	關	三	一・五六
下	谷	內	原	尾	津	伯	金	倉	河郡
谷	路	谷	路	谷	谷	水	長	青	岩國
下	谷	內	原	尾	津	伯	金	倉	河郡
谷	路	谷	路	谷	谷	水	長	青	岩國
下	谷	內	原	尾	津	伯	金	倉	河郡
谷	路	谷	路	谷	谷	水	長	青	岩國

水源かん養保安林									
千害防備保安林					土砂流出防備保安				
千害防備保安林					水源かん養保安林				
米子	西伯	日野	日野	西伯	米子	西伯	日野	西伯	米子
中山	溝口	江	溝	江	岸	會	大	中	中
山	山	府	口	山	伯	本	見	山	山
杉地	金屋	伐株	法勝寺	赤松	ほ宮内				
金屋	杉地	大谷	孝靈山	門					
米子地区	地	奥	ほか	野					
杉	金屋	日日	日野	大法	孝靈	門	溝	岸	中
地	屋	南野	地区	谷奧	山	府	米	會	米子
地	屋	南野	地区	法勝寺	野	坊領	山	山	山

鳥取県告示第六百一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年八月二十五日から用途

廃止した。

昭和四十五年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十五年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十五年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年八月二十五日から用途
廃止した。

場	所	(面積) (平方メートル)	用 途
" "	東郷町大字方地字新井八二七番地先から 八二八番地先まで	八二・四四	道路敷
" "	八四〇ノ三番地先から 八四〇ノ三番地先まで	四三・〇六	水路敷

鳥取県告示第六百二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年八月二十五日から用途
廃止した。

昭和四十五年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十五年九月一日

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年八月二十五日から用途
廃止した。

場	所	(面積) (平方メートル)	用 途
" "	八頭郡智頭町福原字家廻り五五番地先 五四ノ二番地先から	一三・八八	道路敷
" "	五四ノ二番地先から 五四番地先まで	八・一〇	"

鳥取県告示第六百四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年八月二十五日から用途
廃止した。

昭和四十五年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十五年九月一日

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年八月二十五日から用途
廃止した。

場	所	(面積) (平方メートル)	用 途
" "	倉吉市生田字古屋敷三七ノ一番地先から 三七ノ三番地先まで	五八・五〇	道路敷

鳥取県告示第六百五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年八月二十五日から用途
廃止した。

鳥取県告示第六百三号

昭和四十五年九月一日

鳥取県知事 石破二朗

場所	(平面 メートル) (積 ム)	用途
八頭郡用瀬町用瀬字南坂平二六ノ一番地先から 二八ノ二番地先まで	九〇・〇〇	道路敷
字薬師堂ノ元七七ノ二番地先から 字北坂平六五ノ三番地先まで	二四〇・一九	
七九ノ二番地先から 七一一番地先まで	九九・六四	
字薬師堂ノ元七六ノ一番地先から 八三番地先まで	五〇・六七	
七三ノ一番地先から 七五ノ一番地先まで	一三九・五九	
八〇ノ三番地先から 八二番地先まで	一二・七三	
字南坂平二六ノ一番地先から 二八ノ二番地先まで	四四・三八	
字北坂平六五ノ一番地先	二九・二四	
" "	" "	水路敷

正

誤

昭和四十五年七月鳥取県告示第五百三十四号（保安林予定森林にする旨の通知について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁段行誤正
二上九及び十
三一七まで
字東谷二三一三から二
字東谷二三一三、字タドコ二
三一四から二三一七まで